

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年5月26日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階 委員会室A

出席委員（7名）

委員長	保坂芳子君	副委員長	伊藤毅君
	谷口和男君		横山洋介君
	滝川美幸君		小澤重則君
	山本英俊君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（5名）

議長	清水正二君		秋山照雄君
	金丸寛君		斉藤芳夫君
	有泉庸一郎君		

説明のため出席した者の職氏名（34名）

市民部長	加藤文雄君	生活環境部長	剣持豊彦君
福祉部長	齊藤一己君	子育て健康部長	長坂千恵子君
保険課長	島田伸君	環境課長	酒井厚志君
敷島支所長兼 市民地域課長	岸部俊一君	双葉支所長兼 市民地域課長	向山治子君
福祉課長	飯沼秀司君	長寿推進課長	相川泰史君
子育て支援課 長	戸澤文香君	健康増進課長	長田清美君
国民健康保険税 係長	有泉正恵君	国民健康保険 給付係長	藤田陽子君
高齢者医療・ 年金係長	八巻加奈君	環境保全係長	天野真君
生活環境係長	池田靖君	バイオマス 推進係長	藤田充君

敷島支所 福祉健康係長	酒井紀子君	敷島支所 環境土木係長	根津秀樹君
双葉支所 福祉健康係長	志田さか江君	双葉支所 環境土木係長	長田茂君
福祉総務係長	伊藤達郎君	障がい者自立 支援係長	樋川浩一君
障がい者生活 支援係長	大木貴子君	保護支援係長	田邊誠君
長寿あんしん 係長	井上千悦子君	介護保険係長	赤松圭君
介護予防推進 係長	藤原布美君	介護認定審査会 リーダー	石川剛君
児童係長	中込聡君	保育係長	小林悟君
健康企画係長	広瀬修君	保健指導係長	八巻千寿子君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 土屋達巳 書記 森田公
書記 長田大地

内容

- 1 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について
(保険課)
- 2 後期高齢者医療保険料コンビニ収納の導入について (保険課)
- 3 菖蒲沢地区におけるメガソーラー計画の状況について (環境課)
- 4 甲斐市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について
(長寿推進課)
- 5 介護保険料コンビニ収納の導入について (長寿推進課)
- 6 甲斐市プレミアム付商品券事業実績報告について (福祉課)
- 7 甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について (福祉課)
- 8 甲斐市産後ケア事業における多胎児加算について (健康増進課)
- 9 その他

開会 午前 9時28分

○書記（長田大地君） 大変お疲れさまでございます。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、保坂委員長よりお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 改めまして、おはようございます。

緊急事態も全面解除されまして49日間で終了したということなのですが、まだこれから第2次とか第3次の波も来るかもしれないということで、2兆円の医療体制の充実に積み増しを国がしているようであります。今からは、やはり新しい生活様式、そして、感染防止をやっぱり両立させる新たな段階に入ったということで、私ども厚生環境常任委員会といたしましても、非常にいろいろな意味で重要な立場かなと思います。今日は8件ほど案件がありますけれども、皆様にご協力いただきまして、スムーズに進行できますように、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

○委員長（保坂芳子君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、新年度になりまして初めての委員会であり、また4月の人事異動により職員も変わっておりますので、初めに職員の自己紹介を行い、その後、担当から説明・報告等を受けたいと思います。

本日は、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、会派の割当人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のために人数を申し上げます。

創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

それではこれより、次第の3職員紹介に入ります。

それでは、市民部長から順次お願いします。

○市民部長（加藤文雄君） おはようございます。4月の人事異動で市民部長を拝命いたしました加藤文雄でございます。よろしくお願いいたします。

市民部は4課、73名と、派遣職員1名の合計74名の体制でございます。

続きまして、課長以下の自己紹介をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○保険課長（島田 伸君） 改めまして、おはようございます。4月の人事異動で保険課長を拝命いたしました島田伸です。

保険課は3係、19名の職員です。なお、山梨県後期高齢者医療広域連合に職員1名を派遣しております。よろしくお願いいたします。

それでは、各係長から自己紹介をいたします。

○国民健康保険税係長（有泉正恵君） おはようございます。

4月の人事異動で国民健康保険税係長を拝命いたしました有泉正恵です。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険給付係長（藤田陽子君） 国民健康保険給付係長の藤田陽子と申します。2年目となります。よろしくお願いいたします。

○高齢者医療・年金係長（八巻加奈君） おはようございます。

4月の人事異動で高齢者医療・年金係長を拝命いたしました八巻加奈です。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） ありがとうございます。

以上で、市民部の自己紹介を終了いたします。

それでは、これより次第4、内容に入ります。

1、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、担当より説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 本日、保険課より2つの案件をお願いいたします。

それでは、資料の1ページ、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給についてご説明いたします。

1、経緯等であります。

3月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、国保・後期高齢者医療制度の被保険者（被用者）について、会社を休みやすい環境を整えて感染拡大の抑制に資するよう、感染が疑われたり判明した場合に傷病手当金を支給した保険者に対して、国が支給額の全額を特例的に財政支援する緊急対応策が示されました。

については、本市におきましても、さらなる感染拡大の防止を図るため、甲斐市国民健康保険条例を改正し、傷病手当金を支給いたします。

なお、後期高齢者医療は、山梨県後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）として被保険者の給付を行っており、同広域連合の条例改正に伴い、本市も条例改正を行い、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行うこととなります。

米印の1ですが、国保被用者とは給与所得者になりますが、5,064人で、4月1日現在の被保険者1万5,561人に対し33%となります。

米印2、後期高齢者被用者（給与所得者）は736人で、4月1日現在の被保険者9,001人に対し8%となります。

次に、2、傷病手当金制度概要であります、（1）対象者は、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または、発熱等の症状があり感染が疑われる者。

（2）支給要件は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。

（3）支給額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける日数となります。

（4）適用は、令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間であり、ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月までとなります。

この傷病手当金制度につきましては、6月定例議会に国民健康保険におきましては、条例及び施行規則の一部改正及び補正予算案の提出、また、後期高齢者医療におきましては、条例改正案の提出を予定しております。

次に、3、その他であります、4月7日、国の緊急経済対策では、同感染症の影響で収入が減少するなどして生活に困っている世帯に対し、特別な措置として、保険者（市町村）が国民健康保険税を減免した場合、国が財政支援することが決定され、先日、減免の基準等が示されましたので、減免要綱の改正等を行い、速やかに事務を進めてまいります。また、委員会の説明をさせていただきます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

横山委員。

○委員（横山洋介君） すみません、2番目の制度の概要の（3）なんですけれども、直近の継続した3か月分ということなんですけれども、入ってすぐの場合とか、そういった3か月分の要件を満たせないという場合は、何か緩和の措置があるのでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） 国のほうからQ&Aが来ておるんですが、今のところ、今言った入ったばかりの方で、そういった実績がない方については、一応対象ではないけれども、また、それについては県を通して確認してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） その対象ではないというのは、給付要件には入らないから、基本的には今の現状だと支給はされないということによろしいですか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 3番、その他のところで、4月7日、国の緊急経済対策で国保税の減免等を検討されるということなんですけれども、ちょっと国保税滞納のところで、市民部収納課のほうなんですけれども、差押えの連絡が5月に届いているらしいんですよ。それで、国民健康保険としては減免等を考慮している中で、この内容を見るとかなり厳しい内容になっているんですよ。その辺のところを、収納課に対して何か指導というのか、そういうのはされないのでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） このコロナウイルス対策に関連してなんですが、保険課のほうから収納課におきましては、まずは短期保険証の方について、本来ですと納税相談をしながら1か月単位で発行しておるんですが、そここのところを例えば6か月間、9月の末まで発送しておったり、資格者証につきましても3か月間、短期証のほうを出している状況です。

また、今言った差押え等については、収納課のほうとまた細かい打合せをしながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それで、ちょっと進めていないかも分からないんですけども、この中で預金の差押えというのがあるんですよね。ご承知のとおり25日から国民給付金ですか、そちらのほうの配布等が始まると思うんですよね。それで、それが銀行口座に入った場合、それまで差押えされてしまうのかどうか、ちょっと確認をお願いしたいんですけども。

○委員長（保坂芳子君） 加藤部長。

○市民部長（加藤文雄君） 給付金等につきましては所得にも入りませんし、そういった差押えの対象にもならないということになっております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかには。

質疑はありませんね。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） ないようです。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給についてを終了します。

続いて、内容2の後期高齢者医療保険料コンビニ収納の導入について、担当より説明を求

めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 引き続き、保険課より資料の2ページになります。後期高齢者医療保険料コンビニ収納の導入についてご説明いたします。

1、経緯等であります。

後期高齢者医療保険制度における保険料の納付につきましては、原則として年金天引きでの特別徴収となりますが、75歳の年齢到達年度や少額の年金受給者につきましては、事務手続等により普通徴収、口座振替、または納付書納付となっております。

普通徴収の口座振替につきましては、国民健康保険との制度の違いから、改めて口座振替等の手続が必要となるため、納め忘れなどの滞納が発生している状況であります。

つきましては、今後、団塊の世代が75歳となり被保険者が増加することなどから、納付機会の確保、利便性及び収納率向上を図ることを目的として、コンビニ収納を導入いたします。導入によりまして県外での納付も容易となり、電子決済による納付も可能となります。

次に、表の①になります。

普通徴収者納付方法の割合であります。令和元年度、被保険者数8,708人のうち普通徴収者は1,699人、19.5%、口座振替は979人、11.2%、納付書での納付は720人、8.3%であります。

次に、表の②、被保険者数の見込みであります。令和2年度9,058人、350人の増、令和3年度9,518人、460人の増、令和4年度1万120人、602人の増、令和5年度1万679人、559人の増と年々増加が見込まれます。

次に、2の今後のスケジュールであります。令和2年7月から約1年かけまして、電算システムの改修、納付書の調整、運用テスト等を行ってまいります。

それによりまして、令和3年7月、令和3年度の本算定から運用を開始いたします。

なお、この導入に伴う経費につきましては、6月定例議会において補正予算案の提出を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 基本的なことを伺いますけれども、普通徴収者の納付の説明がありましたけれども、単純にこれ以外の方は、年金からの天引きとなっているという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、後期高齢者医療保険料コンビニ収納の導入についてを終了します。

続いて、保険課関係のその他を行います。

委員より保険課関係でお聞きしたことがありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で保険課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時46分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

引き続き、自己紹介を行います。

生活環境部長から順次お願いいたします。

○生活環境部長（剣持豊彦君） お疲れさまです。

4月の人事異動で生活環境部長を拝命いたしました剣持豊彦です。よろしく申し上げます。

生活環境部は、市民活動支援課、環境課、敷島支所及び双葉支所の市民地域課の4課、

70名です。そのうち、環境課の業務と敷島支所、双葉支所における環境衛生全般、また保健福祉センターに関する業務が厚生環境常任委員会の所管となります。

順次、課長以下の自己紹介をさせていただきます。

○環境課長（酒井厚志君） おはようございます。お疲れさまでございます。環境課の紹介をさせていただきます。

私は、4月の人事異動により環境課長を拝命いたしました酒井厚志と申します。どうぞよろしく申し上げます。

環境課は、環境保全係、生活環境係、バイオマス推進係の3係で構成されており、職員は私を含め正規職員が10名、会計年度任用職員が3名の計13名の体制で業務を行っております。

それでは、各担当係長から自己紹介をさせていただきます。

○環境保全係長（天野 真君） 環境保全係長の天野真です。3年目になります。よろしく申し上げます。

○生活環境係長（池田 靖君） おはようございます。

生活環境係長、池田靖と申します。3年目となります。よろしく申し上げます。

○バイオマス推進係長（藤田 充君） おはようございます。

4月の人事異動でバイオマス推進係長を拝命いたしました藤田充です。よろしく申し上げます。

○敷島支所長兼市民地域課長（岸部俊一君） おはようございます。

敷島支所長兼市民地域課長の岸部俊一でございます。2年目になります。どうぞよろしく申し上げます。

敷島支所市民地域課は、4係で職員は30名でございます。本委員会が所管となります福祉健康係は、敷島保健福祉センター職員を含め12名体制になります。また、環境土木係は5名で業務を行っております。

それでは、各係長から自己紹介をいたします。よろしく申し上げます。

○敷島支所福祉健康係長（酒井紀子君） おはようございます。

福祉健康係長の酒井紀子と申します。3年目になります。よろしく申し上げます。

○敷島支所環境土木係長（根津秀樹君） おはようございます。

環境土木係長の根津秀樹と申します。2年目になります。よろしく申し上げます。

○双葉支所長兼市民地域課長（向山治子君） おはようございます。お疲れさまでございます。

双葉支所支所長兼市民地域課長の向山治子と申します。2年目になります。

双葉支所市民地域課は庶務係、市民係、福祉健康係、環境土木係の4係で構成されており、職員は私を含め正職員が13名、会計年度任用職員5名の計18名の職員体制で業務のほうを行っております。よろしくお願いいたします。

それでは、係長より自己紹介させていただきます。

○双葉支所福祉健康係長（志田さか江君） おはようございます。

双葉支所市民地域課福祉健康係長の志田さか江です。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○双葉支所環境土木係長（長田 茂君） おはようございます。

環境土木係長の長田茂と申します。4年目になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） ありがとうございます。

以上で、生活環境部の自己紹介を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が一部退出いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時51分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

続いて、内容の3、菖蒲沢地区におけるメガソーラー計画の状況について、担当より説明を求めます。

酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） 引き続きよろしくお願いいたします。

環境課から、菖蒲沢地区におけるメガソーラー計画の現在の状況と、本年3月に市と発電事業者5社との間で、大規模太陽光発電事業に関する環境保全協定を締結いたしましたので、その2件についてご報告をさせていただきます。

それでは、厚生環境常任委員会資料3ページ、A3カラーの印刷資料をお願いいたします。

まず、1件目のメガソーラー計画の状況についてでございますが、これまで本常任委員会において2回ご報告をしているところでございます。

直近の報告は、昨年7月の常任委員会で行ったので、当時から現在まで各種手続や

工事等が進んだ部分について、改めてご説明をさせていただきます。

お手元の資料の図は、これまでの説明時に使用したものと同一ものを基に、昨年7月の説明から進捗があった部分を、コメント欄に赤字で加筆してございます。また、各事業地からの排水先を分かりやすくするために、新たに排水先の河川名を表記し、図面上の河川についても、東川を青色、坊沢川を赤色に加工いたしました。

それでは、個々の計画についてご説明させていただきます。

まず、資料左側下段のコメント欄がグレーの網掛けになっているところにつきましては、県のメガソーラー誘致事業地であり、内容につきましても、これまでと同様でございますので省略をさせていただきます。

次に、資料右側下段のコメント部分でございますが、第1工区のマッコリーキャピタル証券会社・前田建設工業株式会社の事業で、事業地は図の真ん中辺りの赤枠、赤斜線の場所でございますが、本年3月に造成工事が完成し、4月には林地開発の許可権者であります県が完成検査を行ったところでございます。

次に、資料右側中段の第3工区-2、株式会社環境ネットワークの事業地は、矢印が示す青色の左側、細長い形の場所ですが、平成30年7月に県に提出された森林法に基づく林地開発申請が、令和元年12月に許可が下りております。これにより、同時期に工事に着手し、現在、事業地への進入路等の整備が進められているところでございます。

次に、資料右側上段の第3工区-1、株式会社ブルーキャピタルマネジメントの事業地、青色の右側の場所についても、令和2年3月に林地開発の許可が下り、第3工区-2と同じく、現在、事業地への進入路等の整備が進められているところでございます。

次に、資料左側上段の第4工区は、amp株式会社の事業地で、矢印が示す緑色の上側の場所について、令和元年6月に県へ林地開発申請が提出され、現在、申請中となっております。

最後に、資料左側中段の第2工区は、令和元年8月に県へ林地開発申請が提出され、こちらも現在、申請中となっております。

なお、こちらの計画地については、令和元年9月に菖蒲沢地区を対象に事業説明会、10月には双葉地区メガソーラー対策協議会に説明会を実施しております。この双葉地区メガソーラー対策協議会とは、この後ご説明いたしますが、今回の菖蒲沢地区メガソーラー計画に関する協議を行う住民組織として、東川及び坊沢川沿いの自治会の代表者で設立された協議会でございます。

以上が、菖蒲沢地区メガソーラー計画の現在の状況でございます。

次に、2件目の報告といたしまして、本年3月に市と発電事業者5つとの間で協定を締結しました、その件についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、4ページから7ページになります。

まず、協定締結に至るまでの経緯といたしまして、メガソーラー計画進行の加速化や工事が進む中、周辺住民の心配や不安が多くなり、この関係に対し、双葉地区として対応するべく、市自治会連合会双葉支部の正副支部長と、東川及び坊沢川沿いの9つの自治会長で構成する甲斐市双葉地区メガソーラー対策協議会が設立されました。市はこの対策協議会と連携・協力する中で、関係自治会の要望等を集約し、メガソーラー発電施設を起因とする災害を防止し、近隣住民の安心・安全な生活の確保に向けて、発電事業者5社と協定締結を行ったところでございます。

4ページをご覧ください。

令和元年6月に自治会連合会双葉支部長より対策協議会を設立して、今後、この件について対応していきたいと、市のほうにご報告がございました。一方、市では、これまで関係する所管課が県の窓口となりますエネルギー政策課と対応策について協議を重ねてきたところでもございましたので、この自治会の動きを受け、対策協議会と連携・協力していくところとしたところでございます。

9月に開催された第1回対策協議会で会則が承認され、協議会が設立されました。オブザーバーとして、市、県担当者も会議に参加する中、対策協議会は発電事業者に対する要望書の取りまとめを協議、各自治会長が地域住民の意見を取りまとめることといたしました。

第2回協議会では、各自治会からの要望書を取りまとめ、発電事業者へ要望書を提出することを決定、11月に全ての事業者へ22項目から成る要望書が提出されました。

第3回対策協議会では、発電事業者からの回答を基に、双方が合意できる内容で協定書を作成すること、また、5社との協定締結は、市が相手方になってもらえるよう、市へ依頼をすることが決定されました。

これにより、令和2年1月、メガソーラー発電事業者との協定の締結に関する要望書が協議会より市に提出され、市が相手方として各事業者と協定を締結することとなり、令和2年3月にメガソーラー事業者5社と協定の締結をしたところであります。

5ページをお願いします。

こちらが、実際に5つの事業者と締結した協定の内容でございます。協議会が取りまとめ

た22の要望項目を、極力反映させたものとなっております。

第1条では協定の目的、第2条では基本姿勢として発電事業者に関係法令等の遵守と、この協定内容の履行について、第4条では本事業による周辺地域や河川へ影響を及ぼす土砂の流出、土ぼこりの飛散等の防止について、第6条では公害の防止として騒音や振動の抑制について、第7条では農薬の使用制限について、第10条では災害時の発生が予想される時及び災害が発生したときに必要な措置を講ずることについて、第11条では連絡体制の整備、第12条では立入検査として事業地内の水路や調整池のしゅんせつなど、適切な管理がされているかの確認のための立入りについて、第13条では違反時の措置について、第14条では権利譲渡として、事業者が権利を第三者に譲渡した場合でも、この協定が継承されることなどの内容で、協定締結をしたところでございます。

このメガソーラー事業は、おおむね20年間の事業が継続されることとなりますので、造成工事の期間だけでなく、完成後の維持管理や災害対策等について、双葉地区メガソーラー対策協議会と連携する中で、本協定を基に発電事業者へ適切な対応を求めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、菖蒲沢地区におけるメガソーラー計画の現在の状況と発電事業者5社との協定締結についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 菖蒲沢地区ですけれども、一昨年8月に豪雨があったときに、東川のほうに土砂が流れ出たということがあったんですね。それで、そのときちょっと伺ったんですけれども、先に補償とか出た場合ですね、それをどこに請求するのかということがちょっと問題になったんですけれども、今回の場合も造成工事中に、あの当時は調整池への何か水路ができる前に豪雨が来てしまったので土砂が直接流れ出たということだったんですけれども、そういう造成工事中にもしそういうことがあったらどこが責任を負うのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今、委員がおっしゃったように、昨年、1工区の工事のときに土砂の流出が道路のほうにあったということは聞いているところでございます。そういった場

合は、当然工事期間中でございますし、工事を担当している事業者のほうで誠意をもって対応するという事になるかと思っております。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 誠意をもって対応していただければいいんですけども、損害が出た場合の補償とか、そういうふうなところの取決めはなされているのでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） この工事等に起因した損害を与えるような場合が、第三者、もしくは手法の中で、それが原因だよとはっきりした場合であれば、事業者のほうで全て対応を当然行うものと考えております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 協定書なんですけれども、5社と行うということなんですけれども、5社個別に行うということですか。それともまとめてやっているということですか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 5社個別に、それぞれと結んでおります。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 別の質問なんですけれども、第1工区については県の検査が完了したということで、稼働はいつになりますか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） すみません、この資料にはちょっと間に合わなかったんですけども、確認したところ、5月15日から商業運転を始めたそうです。

○委員長（保坂芳子君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 稼働しているということなんですけれども、今から現地に行って確認しに行くということではできるんですか、委員会としてとか、そういったことについてなんですけれども。

○委員長（保坂芳子君） その件なんですけれども、現地確認につきましては、コロナのこともありますので、こちらで当局との打合せを行って、また日程を調整してまいりますので、よろしいでしょうか。求めますか。よろしいですか。はい、分かりました。

ほかにありますか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません。一応基本的にはこれは県の事業になって、双葉地区の甲斐市民の方たちが協議会をつくったから、市のほうで代わりに協定を結ぶという流れになっていると思うんですけれども、実際、この事業としては20年間長く続くわけで、県と事業者とか、県と市のそういった取決めとかというのはあるんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 実際に県と市で取決めを交わしているということは、特にございません。

ただ、この菖蒲沢地区に大規模なこのメガソーラーの計画が出てきたときから、市のほうでは県のほうにいろんな意見書等を出しているところで、現在に至っているような状況でございます。

○委員長（保坂芳子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） いずれにしても、当然、事業者のほうも災害が起きないようにことを講じての事業というのは分かるんですけれども、やっぱり20年間というと、何が起こるか分からない状態なんですね、災害も、このコロナのこともありますし、そういったところで、やっぱり大規模な災害が起きた場合に、どういった事業者も何も手の打ちようがない、じゃあそこをどうやって復旧するかといったときに、やっぱり当然市では無理な部分も出てくると思うので、県ともその辺のちょっと確認はしておいたほうがいいと思うので、その辺りどうでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 委員さんのおっしゃるとおりだと思います。ですので、地区としても協議会を設立し、市としてもこの協議会と連携する中で協定書を締結。この協定書を基に、ずっと事業者、場合によっては転売がされてしまう場合もありますけれども、そういった場合でも協定の中で、この協定は生きていくんだよというふうな形をとっておりますので、市の中の関係機関、また県とも連携をする中で、適切な管理のほうに努めていただけるよう監視等もしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（保坂芳子君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 先ほど課長が説明していただいた計画地の範囲なんですけれども、さっき説明があったように、31年4月25日に常任委員会をやって、そのときに指名されているんですよね。先ほど説明してくれたように。それを見ているんですが、そのときの説明だとね、4工区、2工区が、当初は六反川にも影響があるんだという、最初はそういう予定だったんだけど、開発計画の範囲を狭めて東川だけに影響するんだという説明だったんですね。それが、令和2年4月に六反川の流域沿いに8つの自治会で会議をする組織があるんですが、そこへ皆さんも知っているとは思いますが、地元の県会議員が来て、その六反川にも影響するんだというような説明をどうもしたらしいんですよ。おかしいな、市がそういう説明じゃなかったのに、名前を言うと山田なんです、県議の、山田がそういう説明をしたらしいんですけれども、その辺を確かめたくて、今日はちょっとお聞きしているんですけれども、その辺はどうなんですかね。

○委員長（保坂芳子君） 酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） 今、議員さんのお話は、すみません、私どもも初耳になりますので、ぜひ情報を教えていただいて、県のほうにどうなっているのかということを確認していきたいと思います。

○委員長（保坂芳子君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 余計な心配を住民にさせないように、ぜひ正確な情報を。多分、市のほうが合っていると思うんですけれども、確認して、よろしくをお願いします。

○委員長（保坂芳子君） よろしくをお願いします。

ほかにありますか、傍聴議員の方。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、菖蒲沢地区におけるメガソーラー計画の状況についてを終了します。

続いて、環境課関係のその他を行います。

環境課から報告がありますので担当より説明をお願いいたします。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 環境課からその他としてご報告させていただきます。

6月定例会におきまして増額補正予算のお願いでございます。

内容につきましては、敷島休養村センターで使用している剪定枝粉碎処理機の故障により、新たに処理機を購入する費用として増額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 報告が終わりました。

本件は、定例会の案件となりますので、質疑は省略します。

次に、委員より環境課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません、1点、現時点で分かったら教えてほしいんですけども、コロナの関係で竜王地区の一斉の河川清掃が結局中止になったという形なんですけれども、その後の何か計画とか予定とかというのはありますか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） 4月の竜王地区の河川清掃を中止し、3月31日付だったと思うんですけども、各自治会長宛てに11月頃、いわゆる農繁期が終わって水を止められる時期になったところで、自治会連合の竜王支部とまた協議する中で日程調整をしたいということで、支部のほうにもその旨お話をしているところでございます。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） ないようですので、以上で、環境課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

引き続き、自己紹介を行います。福祉部長から順次、お願いします。

○福祉部長（齊藤一己君） 改めまして、おはようございます。

本年4月の人事異動によりまして福祉部長を拝命いたしました齊藤一己です。

福祉部は、福祉課31名、長寿推進課29名の2課構成でなっておりまして、私を含めまして職員61名となっております。よろしくお願いいたします。

順次、課長以下の職員の自己紹介をさせていただきます。

○福祉課長（飯沼秀司君） 改めまして、おはようございます。

私は4月の人事異動によりまして、福祉課長を拝命いたしました飯沼秀司と申します。

福祉課は4係、私を含めまして31名の職員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○福祉総務係長（伊藤達郎君） 福祉総務係長の伊藤達郎です。2年目になります。よろしく願いいたします。

○障がい者自立支援係長（樋川浩一君） 4月の人事異動で障がい者自立支援係長に拝命いたしました樋川浩一です。よろしく願いいたします。

○障がい者生活支援係長（大木貴子君） 障がい者生活支援係長の大木貴子です。2年目になります。よろしく願いします。

○保護支援係長（田邊 誠君） 保護支援係長の田邊誠と申します。3年目になります。よろしく願いいたします。

○長寿推進課長（相川泰史君） 改めまして、おはようございます。

長寿推進課長の相川泰史と申します。2年目になります。よろしく願いいたします。

長寿推進課は3係と、甲斐市、中央市、昭和町で構成しております介護認定審査会を所管し、合計29名の職員となります。本年度もよろしく願いいたします。

それでは、各係長の自己紹介をさせていただきます。

○長寿あんしん係長（井上千悦子君） 長寿あんしん係長の井上千悦子と申します。2年目になります。よろしく願いいたします。

○介護保険係長（赤松 圭君） 介護保険係長の赤松圭と申します。3年目になります。よろしく願いいたします。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 介護予防推進係長の藤原布美と申します。5年目です。よろしく願いいたします。

○介護認定審査会リーダー（石川 剛君） 4月より介護認定審査会に中央市から派遣されました石川剛と申します。よろしく願いします。

○委員長（保坂芳子君） ありがとうございます。

以上で、福祉部の自己紹介を終了します。

続いて、内容の4、甲斐市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について、担当より説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、引き続きよろしくお願いたします。

長寿推進課より甲斐市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について説明をさせていただきます。

資料の8ページをお願いいたします。

まず、1の計画策定の趣旨及び位置づけでございます。

本市では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画を策定しております。現在は、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間としました両計画により、保健・医療・福祉・住まいなど関係計画との整合性を保ちながら、介護保険サービスとそれ以外のサービスを組み合わせ、健康づくりや介護予防、生きがいづくりなど高齢者に関する各施策の総合的な推進を図っており、今年度末で計画期間が終了いたします。

このため、新たな計画の策定に向け、今後、国から示されます基本指針、昨年度実施しました介護実態・ニーズ調査の分析、現計画の検証・評価等を踏まえ、今年度、次期計画の策定を行います。

なお、中段の表につきましては、両計画に関する根拠法令等について記載したもので、ご確認をお願いいたします。

続いて、計画の内容でございます。

両計画は、一体のものとして策定されますが、計画の内容につきましては、（1）国の基本方針に基づく各種事業の推進・体制整備。国の基本方針につきましては、まだ示されておらず、今後示される予定ですので、その方針を踏まえた中で、市として様々な事業に取り組むとともに、体制の整備を行ってまいります。（2）として、高齢者の住まい・医療・介護・生活支援等に関する施策、（3）として、介護保険事業に係る保険給付・保険料の推計等でございます。介護保険事業の根幹をなします保険給付額の見込みを推計し、今後、3年間の介護保険料等を決めてまいります。

3番の今後のスケジュールでございます。

今後のスケジュールですが、11月までの間に、本委員会に対しまして昨年行いました介護実態・ニーズ調査の結果について報告をさせていただくとともに、計画の策定状況等についても必要に応じて本委員会に報告をさせていただきます。

また、保健福祉推進協議会との協議を初め、地域包括支援センター運営協議会ほか介護事

業所などの関係者との意見交換などを行い、計画に反映させていきたいと考えております。

その後、12月にはパブリックコメントを行うとともに、年明けには、本委員会への計画案の説明等を行い、3月の計画案の公表というスケジュールにより進めてまいりたいと考えております。

なお、計画の策定につきましては、当初予算に委託費を計上し、民間事業者に策定業務委託を4月末に発注したところでございます。なお、受託者につきましては、名古屋市に本社があります株式会社名豊が落札したところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 先ほど名豊さんが落札したという話があったんですけども、これって第8次高齢者保健福祉計画で言われていた小規模看護多機能型居宅サービスの施設のことではないんですか。

○委員長（保坂芳子君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） ただいま谷口委員からご質問がありましたものとは、また別でございます。あくまでも今回の計画策定に伴う業務委託でございます。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それで、第8期のほうで言われていたその施設なんですけれども、2年間、なかなか事業者が決まらなかったということで、また今年も募集されていると思うんですけども、そちらのほうをちょっと伺いたいんですけども。

○委員長（保坂芳子君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） ただいま募集につきましては、ホームページ等においてお知らせをしております、来月6月5日が締切りになっております。現在のところ、まだ提出はございませんが、幾つかの事業者から問合せ等があります。また、その結果次第につきましては、本委員会等に報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（谷口和男君） よろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） はい、よろしいですね。

ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） ありませんね。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定についてを終了します。

続いて、内容5、介護保険料コンビニ収納の導入について担当より説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 引き続き、よろしくお願いたします。

介護保険料コンビニ収納の導入について説明をさせていただきます。資料の9ページ、10ページになります。

さきに保険課において後期高齢者医療保険料のコンビニ収納の導入について説明がありましたが、同様に介護保険料につきましても、後期高齢者医療保険料と併せてコンビニ収納を導入したいと考えております。

それでは、資料により説明させていただきます。

1の目的等でございます。

介護保険料の納付につきましては、ご承知のように65歳になりますと第1号被保険者として、一旦は普通徴収により自主納付をしていただき、その後、原則、年金からの特別徴収（天引き）による納付となります。

この普通徴収の納付方法としては、口座振替か金融機関・市役所窓口における納付となりますが、今回、市税と同様にコンビニエンスストアにおける納付方法を新たに設け、市民の利便性を図るとともに、収納率の向上につなげていきたいと考えております。

なお、コンビニ収納が可能になりますと、納付書のバーコードを読むことにより、電子マネーによる納付も可能になります。

次に、普通徴収について説明させていただきます。

(1)の普通徴収となる者ですが、65歳到達時から年金による特別徴収になるまでの期間、②として他市町村から転入した後の一定の期間、③として年金受給額が年額18万円未

満の方、その他として前年の所得の増減等により保険料の変更が生じた場合などがございません。

次に、普通徴収者の現状でございます。

この3月末現在の人数は1,725人で、第1号被保険者全体の9％になります。

なお、高齢化の進展により第1号被保険者数は年々増加傾向にありますが、毎年誕生日を迎えて65歳になられる方が増える一方、多くの方は年金特徴に移行するため、普通徴収者は極端に増えることはございません。

(3) 普通徴収の収納率の状況でございます。

表のとおり、年々収納率は向上しておりますが、コンビニ収納の導入により利便性の向上を図り、収納率のアップにつなげてまいりたいと考えております。

3の導入経費でございます。

コンビニ収納を導入するに当たり、資料のとおり導入時にシステム改修費や帳票等テストに関する経費、導入後は基本料金、取扱い手数料の費用がかかります。

4の県内他市の状況でございます。

県内他市の状況ですが、13市中、甲府市をはじめ9市に介護保険料のコンビニ収納を行っております。

今後のスケジュールでございます。

今後のスケジュールでございますが、6月定例会に帳票等のテスト経費に関する補正予算を提出させていただき予定でございます。その後、収納システムの改修、運用テストを行い、来年4月の仮算定による介護保険料の納付時には、コンビニ収納ができますよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、介護保険料コンビニ収納の導入についてを終了します。

続いて、その他を行います。

長寿推進課から報告がありますので、担当より説明をお願いします。

相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、長寿推進課より2点、ご報告させていただきます。

さきの5月11日の臨時会で議決をいただきました65歳以上の高齢者のみで構成されております世帯に対するマスクの配布につきまして、先週末、発送の準備を整え、今週から順次、ご自宅のほうに送付をされています。

なお、議決日以降、新聞報道にもありますよう、30度を超える真夏日には、他市においては熱中症となる高齢者が救急搬送される事態などが生じております。新型コロナウイルスの感染予防としてマスクの着用が求められる中、マスクの着用により体内に熱がこもりやすく、熱中症になりやすい状態になるといわれております。

そこで、市としましては、急遽、今回のマスクの配布に併せ粉末状の清涼飲料を1袋同封し、感染症予防と併せ熱中症対策も行いたいと考え、本来ならばマスクの配布に関する予算等併せて計上すべきところでございますが、議決日以降、山梨県のほうからも高齢者の熱中症対策についての取組をお願いしたい趣旨の連絡が来るなど、夏場への対策に向けて急遽品物を手配し、発送することとなりました。そのため、今回マスクと一緒に、先ほど説明しました粉末状の清涼飲料、水で溶かして飲むものですね、それを同封させていただいたところでございます。何とぞ趣旨のほうをご理解いただきたいと思います。

また、マスクと一緒に、コロナウイルス感染症に伴い外出自粛ということで、自宅に籠もりがちになる高齢者に向けてフレイル予防、自宅でできる対応策等についてチラシを同封したところでございます。

あと、もう1点、ご報告させていただきます。

6月定例会において、介護保険料の低所得者に対する軽減措置を昨年に引き続き行うため、保険料の改定、また、今回の新型コロナウイルスの感染に伴う保険料の減免に関する条例改正案を提出させていただく予定でございますので、ご報告させていただきます。

以上の2点、報告を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより、高齢者世帯への熱中症対策について、委員の説明に対する質疑を行います。
委員より質疑がありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） ありませんか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、高齢者世帯への熱中症対策についてを終わります。

次に、委員より長寿推進課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で長寿推進課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員が一部退室いたします。ちょっと時間があれますので、休憩をとりたいと思います。じゃ、40分まで休憩にいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

続いて、内容6、甲斐市プレミアム付商品券事業実績報告について、担当より説明を求めます。

飯沼福祉課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） 引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、福祉課から甲斐市プレミアム付商品券事業の実績報告につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料11ページをお願いいたします。

初めに、事業内容でございますが、昨年10月の消費税・地方消費税率の10%への引上げに伴う負担軽減策といたしまして、低所得者及び子育て世帯、小さな乳幼児のいる世帯の消

費に与える影響の緩和と、地域の消費の喚起・下支えを目的といたしまして、国の施策補助金により、昨年度、甲斐市プレミアム付商品券事業を実施いたしました。

次に、事業実績でございますが、昨年5月の臨時議会におきまして、事業に係る事務費・事業費の補正予算を議決いただき、事業の取組をスタートいたしました。

6月、商品券使用可能店舗を公募いたしまして、その結果、170店舗を登録させていただきました。7月から9月に低所得者へ購入申請書を発送し、返送のありました申請書の受付審査を行いました。9月には低所得者と子育て世帯の世帯主に購入券を送付いたしまして、10月以降、今年2月28日までの間、商品券の販売を行いました。また、商品券の店舗での使用期限は2月29日までで、商品券使用可能店舗の換金期限は3月18日までであり、年度末をもって事業は終了しております。国への事業実績報告、補助金の精算は、今年の夏頃となります。

下の表をご覧ください。

購入対象者は昨年度の住民税非課税者と3歳半までの子供が属する世帯の世帯主で、1人につき最大5,000円のプレミアムがついた額面2万5,000円の商品券を、2万円で販売いたしました。

住民税非課税対象者につきましては1万516人で、対象者に購入申請書を発送し、申請のありました3,611人に商品券の購入引換券を送付いたしました。そのうち、商品券の販売数は、2,995人でありました。また、子育て世帯の世帯主2,483人のうち、販売数は1,510人でありました。

表の右、計の欄ですが、住民税非課税者と子育て世帯の購入対象者は、合わせて1万2,999人、商品券の販売数は合わせて4,505人で、その割合は34.66%でした。また、商品券の販売金額に対する商品券の換金率は、99.71%でした。

最後に、経費についてでございますが、事務費が1,991万6,228円、また、事業費は1億1,088万7,000円で、こちらの金額につきましては、商品券換金の総額でございます。

なお、この事務費と事業費は、全額国庫補助となります。

甲斐市プレミアム付商品券事業の実績報告は、以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） この事業費 1 億 1,000 万あるんですけれども、この販売数が 4,500 人ですよね。それで、実際に 5,000 円の補助が出たのを掛けたとしたら、二、三千万ぐらいになると思うんですけれども、プレミアムとして市民が特に渡ったのはそれぐらいですけれども、ちょっと事業費が結構それより大きいように思うんですけれども、どういう経費が、国庫負担だからあまりあれですけれども、市の財政には関係ないかも分からないですけれども。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） この金額につきましては、最大 2 万 5,000 円の商品券でございますけれども、その総額が、この 1 億何がしの金額でございます、そのうちの 5,000 円がプレミアムの分、それから、2 万円は市民の皆さんがご負担をいただいて購入していただいた金額というふうになります。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） いいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません、ちょっと初歩的。2 万円が市民が負担するという事は、実際は市民の負担ですよね。それで、国庫補助になるわけなんですか、その 2 万円分。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） お答えします。

その 2 万 5,000 円の金額を店舗の方々が、その金券とみなして商品のほうを販売するわけなんですけれども、その 2 万 5,000 円の金券を市のほうで換金をするわけですけれども、その総額が 1 億何がしという金額になりますので、そちらの分については国庫補助ということで、国の補助があるという内容でございます。

○委員長（保坂芳子君） いいですか。

ほかに。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今後、また同じような場合ですけれども、ちょっとその問題点として、すみません、私、厚生今年初めてなのでとんでもない質問をするかもしれませんが、よろしく願いいたします。

34.34%という実績ですかね、販売数が 34.66%、結局ここに低所得者向けとかという言葉を使ってしまったときに、本当に低所得者の方が、そこで現金の 2 万円を出すということ

も本来大変ではないかと私は思いますね。それで、やっぱり動きが悪い、実績がこれしかないということだね。ですから、今後、こういうことがあったときに、国からの指導とかがあったとしても、甲斐市独自でもう少し形を変えて、本当にその方たちの助けになるような方法をとっていただきたいなと思うんですよ。

子供たちの子ども食堂もそうですよ。ご飯を食べられない子供たちを集めているといたら、もう子供たちが高学年になれば、子ども食堂には行かないという子供たちが多いということは、大人だって低所得者だからこれをもって、プレミアム商品券を使う人たちは低所得者だと思われそうな、そういうことってあるんで、やはり相手の自尊心などを非常に注意して事業を行わなければいけないなということを、非常に考えますので、これがどうこうではありませんが、今後、何かの事業をするときにそういう配慮というものが非常に必要であり、その配慮をしなければ、本当に困った方たちへの支援にはならないのかなということを感じましたので、ちょっと質問させていただきましたので、今後の要望で結構ですから考えていただきたいなと思います。

○委員長（保坂芳子君） 答弁をいただきますか。

○委員（滝川美幸君） ないですね。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

今回のプレミアム商品券につきましては、先ほど委員さんがおっしゃられた低所得者というくくりで、住民税の非課税者ということで対象として事業を実施いたしましたけれども、そういった非課税ですとか、課税ですとか、そういったことを余り区別するのではなく、市民の皆さんに有効に使えるような形で事業のほうを今後展開できたらなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません、関連なんですけれども、国の事業で、例えばこれは全国共通にされちゃうんですか、こういう仕組みというか、先ほど言ったように甲斐市独自で、例えば今回この対象の1万3,000人ぐらいいたと思うんですけれども、5,000円の商品券をもう配っちゃうということは、できるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） 今回のプレミアム付商品券につきましては、国の国庫事業、補助

事業としてやっておりますので、これは日本全国一律に実施をしたところでございますので、もしそういった形の中で、市の負担ということであれば、別の枠組みなんかで実施をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） そうなると、やっぱり国の事業だから、事業のやり方というのは変えさせてくれないという、このとおりにやってくださいというものしかない、どうしてもないんですか。

○委員長（保坂芳子君） 齊藤部長。

○福祉部長（齊藤一己君） この今やっておりますプレミアム付商品券事業というのは、あくまでも低所得者、それから、3歳半までのお子さんのいらっしゃる世帯ということで、国のほうから要綱等が示されて実施をしております。

それに加えて、全国の市町村の中で一部ですけれども、市単独事業として、このプレミアムにさらに金額を上乗せしたりとかして実施したというところはございますので、あくまでも今言いました低所得者及び3歳半までのお子さんに対するガイドラインというのは国一律で、全国一斉に実施したという事業の内容になっております。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありますか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） このパーセンテージを見ますと大分低いわけですが、まだ結果は出ていないと思いますが、全国的にこういうふうに低いのか、また、当局として、このパーセンテージをどう考えるか、お伺いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

全国の数字はまだ出ていないわけなんですけれども、近隣の市町村の状況を聞きましたら、低いところでは27%台、高いところでも36%台ということですので、甲斐市としましては、近隣の市町村と同じぐらいの方々が購入していただいたのかなというふうに思っております。

ただ、それ以前に、臨時福祉給付金という事業がございました。これは申請のあった方に1万円ですとか、6,000円ですとか、3,000円ですとか、その年度によって金額が違ったわけなんですけれども、その事業につきましては、84%から90%近い方々が利用されたということがございますので、そういった事業に比べますと、先ほど委員さんがおっしゃられた

プレミアム商品券、2万円を自分で用意しなければならないというところがありますので、この数字になったのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） やはり自分の身銭を切らなきゃならないというところで、ちゅうちょしたということでしょうかね。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） 私どもそのように理解をしております。

○委員長（保坂芳子君） いいですか。

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） 質疑がなければ、委員の質疑は終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 3月18日で換金というふうに締切りが過ぎて、これ利用者の使用された店舗の傾向とかというのは、大体はもう見えているんですか。

○委員長（保坂芳子君） 伊藤係長。

○福祉総務係長（伊藤達郎君） 登録店舗170店舗のうち、換金店舗数は124店舗でした。うち上位なのは、やはりスーパー、その次にドラッグストアとなっております。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 当然、利用者の家庭が何店舗かに分かれているだろうと思うんだけど、一番何か大口というか、固有名詞的にはちょっと無理かもしれんけれども、どういう傾向ですか。

○議員（斉藤芳夫君） 伊藤係長。

○福祉総務係長（伊藤達郎君） 店舗名は言わないほうが。

○議員（斉藤芳夫君） 言って構わないきゃ言ってよ。

○福祉総務係長（伊藤達郎君） ラザウオークです。次が、オギノの竜王駅前店。ラザウオークについては、店舗がまとまっていますので、それは一括して申請登録されていますので、

ラザウォークが一番です。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市プレミアム付商品券事業実績報告についてを終了します。

続いて、内容の7、甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について、担当より説明を求めます。

飯沼福祉課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） よろしくお願いいたします。

それでは、甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について、ご説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

初めに、計画策定の趣旨及び位置づけでございますが、本市では、障害者基本法に基づき計画期間を10年とする第2次甲斐市障がい者計画を策定いたしまして、地域社会で共に生き支え合う共生のまちづくりを基本理念に掲げまして、障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めているところでございます。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づきまして、計画期間を3年とする障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定いたしまして、障がい福祉サービス・地域生活支援事業・障がい児通所支援サービス等の目標数値を定めまして、その達成に向けて効果的・効率的な取組を実施しており、現在の計画は今年度末で終了となります。

このことから、今後、国から示されます方針及び現計画の検証・評価を踏まえまして、また、第2次甲斐市障がい者計画の中の支援分野に係る実施計画として位置づけまして、計画期間を来年度、令和3年度から令和5年度までとする次期計画、甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を今年度策定いたします。

資料の真ん中の表につきましては、先ほどご説明いたしましたけれども、甲斐市障がい者福祉計画は、障害者基本法に規定されました障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画でございます。現在の第2次計画の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10か年でございます。

また、今回策定をいたします甲斐市障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましては、

障害者総合支援法と児童福祉法に規定されました障がい福祉サービス等の見込み量と確保に関する計画でございまして、令和3年度から令和5年度までの3か年の計画を新たに策定いたします。

次に、計画の内容につきましては、大きく分けて3項目となります。

1つ目は、計画の基本理念、基本方針など、基本的な考え方でございます。2つ目は、今後示される国の指針に基づいた成果目標の設定、3つ目は、本市の障がい福祉サービス等の見込み量と確保のための方策等となります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日、厚生環境常任委員会におきまして計画策定の説明をさせていただいておりますが、今後、来月から11月までの半年間にわたりまして、甲斐市保健福祉推進協議会、甲斐市自立支援協議会での協議、障がい者当事者（団体等）との意見交換。また、計画策定ワーキング会議を開催いたしまして、計画の素案を作成する予定でございます。

その後、12月中旬から翌1月中旬を予定しておりますが、パブリックコメントを開催するとともに、1月開催予定の厚生環境常任委員会におきまして素案の説明をさせていただきたいというふうに考えております。2月には計画案を決定し、3月、計画を公表したいと考えております。

甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定についての説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定についてを終了します。

続いて、福祉課関係のその他を行います。

委員より、福祉課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） これはコロナ関係でもよろしいんですか。今日のこれに特化しなくていいですか。

○委員長（保坂芳子君） その他だから。

○委員（滝川美幸君） 2つお願いいたしますね。

障がい者の自立支援のための障がい者を雇用しているところで、現在、その障がい者の雇止めが非常に多くなっているという問題が出ていると思うんですけども、それについて、市としてはその事業所に支援をするという、ちょっとそれは見ましたけれども、その中に、そこで働いている微々たるアルバイト料かもしれないけれども、障がい者の方にとってはとっても大事な収入ですけども、それが今、雇い止めによって頂けなくなっている障がい者の方たちのための何か対応というのは、考えていらっしゃいますか。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） 現在、障がい者の方々の雇用先ですね、そういったところの閉鎖等によりまして、そういった方々の職が失われているというようなことにつきましては、市内の状況につきまして、まだ福祉課としては把握をしていない状況でございますので、そういったところも調査する中で、今後検討していくのかなというふうに考えております。

○委員長（保坂芳子君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 続けてお願いいたします。

早急にちょっと調査をお願いしたい。非常に不安を抱えている障がい者が多く情報が来ていますので、お願いしたいと思います。

あと一つ、今、国から来る通称アベノマスクの件ですけども、東京なんかでは、既に駅なんかの中に使用しないマスクを回収するボックスができていて、私たちみたいに自分たちでもう持っていて、国から下さるのはありがたいですけども、それは要らないわという方は、自分のところに置かないで、足りないと思っている施設とかに寄附をするような形の運動が始まっています。甲斐市のは今後、そういう形のものをする予定があるかどうか、伺います。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼課長。

○福祉課長（飯沼秀司君） 現在、そういった検討はしていないところでございますが、社会福祉協議会等と連携をしながら、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で福祉課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

引き続き、自己紹介を行います。

それでは、子育て健康部長から順次お願いします。

長坂子育て健康部長。

○子育て健康部長（長坂千恵子君） お疲れさまでございます。

4月の人事異動で子育て健康部長を拝命いたしました長坂千恵子でございます。

子育て健康部は、2課及び保育園、児童館等を含め、職員数250名となります。よろしく
お願いいたします。

それでは順次、課長以下の自己紹介をさせていただきます。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課長の戸澤文香と申します。3年目になります。よろしくお願いいたします。

子育て支援課は、2係、21名の職員でございます。また、保育園5園、116名と児童館11
館、子育て広場2カ所等で90名、子育て支援課全体では総勢227名の体制となります。なお、
保育園長、児童館、敷島子育てひろば館長の名簿につきましては、別紙一覧表のとおりとな
りますので、後ほどご確認をお願いいたします。

各係長の自己紹介をさせていただきます。

○児童係長（中込 聡君） 児童係長の中込聡と申します。2年目になります。よろしくお願
いいたします。

○保育係長（小林 悟君） 4月の人事異動で保育係長に拝命いたしました小林悟と申します。

よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 次に、健康増進課、お願いします。

○健康増進課長（長田清美君） 4月の人事異動で健康増進課長を拝命いたしました長田清美と申します。

健康増進課は2係、22名の職員でございます。よろしくお願いいたします。

各係長の自己紹介をさせていただきます。

○健康企画係長（広瀬 修君） 4月の人事異動で健康企画係長を拝命いたしました広瀬修です。よろしくお願いいたします。

○保健指導係長（八巻千寿子君） 4月の人事異動で保健指導係長を拝命いたしました八巻千寿子です。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） ありがとうございます。

以上で、子育て健康部の自己紹介を終了します。

続いて、子育て支援課関係のその他を行います。

子育て支援課から報告がありますので、担当より説明をお願いします。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 子育て支援課から6月定例会におきまして、補正予算4件を提案させていただく予定です。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症において市の経済対策の一環としまして、市内在住の保育園児に対し、4月から7月分の保育料及び副食費の無料化を5月臨時議会で承認いただき進めているところですが、さらに9月分まで2か月延長する増額補正と財源更正をいたします。

また、放課後児童クラブの利用料を、4月、5月分無料とする財源更正、さらに、独り親家庭への支援策としまして、子供1人当たり2万円を支給する増額補正をするものです。

また、令和元年度にも実施をいたしました国が全額補助をいたします保育対策総合支援事業としまして、市内保育園等に消毒液、空気清浄機の購入などの補助金の増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 報告が終わりました。

本件は、定例会の案件となりますので、質疑は省略いたします。

次に、委員より子育て支援課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 4月17日でしたっけ、市長の発表で、保育園に関してなんですけれども、登園自粛要請から休園ということになって、5月10日まで行われたということなんですよね。それで、苦渋の決断とおっしゃっていたんですけれども、登園自粛要請のときに、コロナ対策がそんなに取れないような事業があったんですかね。事態に陥ったということなんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 4月17日以降、保育園、また児童館に関しましては、登園自粛等で、保護者の皆様にはご迷惑をおかけしまして、また、ご協力をいただきまして、ありがたいと思っております。

感染症の蔓延を予防するためにも、うちのほうでもなるだけ、やはり小さいお子様にはリスクが高いということも考えまして、本当に先ほど委員さんがおっしゃったとおり、苦渋の決断という形で登園の自粛と、また、休園のほうをさせていただきました。

ただ、その中でも医療従事者ですとか、どうしても仕事をほうを行かなくてはならない保護者の方のお子様については、そのまま継続して園のほうでお預かりをさせていただいた状況でございます。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 医療従事者とか、受け入れるということは伺ったんですけれども、私のところにも医療関係の従事者の方から、何人もいただいたんですよね。それで、その中で、甲斐市はもう休園になっているから、受け入れるというのが伝わっていないんですよね。そちらのほうのところを、自粛要請で済ませておけばいいんじゃないかというふうに思ったんですけれども、その辺、わざわざ休園とか、来るなというようなかたちにしか聞こえなんですけれども、その辺のことはどうなんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） その辺につきましては、ちょっと保護者の方への説明と、また、誤解をさせてしまったところにつきまして、本当に深くおわびしたいと思います。

ただ、その後に県のほうからもうちょっとそんな話がありまして、園の園長のほうには、うちのほうから気づいたところで連絡をさせていただいて、登園のほうの自粛、また、休園のほうをさせていただいていますけれども、これはあくまでも本当に家庭で見ることができるとお宅に限ってということなので、その辺はちょっと誤解をされないでくださいということ

で、一応指導のほうはさせていただいておりました。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） いいですか。

ほかにありますか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 私のうちの孫が行っている保育園は市外ですけれども、毎日、担任の先生から、今日は何名登園しましたとかっていうご連絡が来ていたようなんですけれども、そういうことは、甲斐市では一切なかったということでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） そうですね。特にそのような連絡は、ちょっとしていないと思います。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） ないようですので、以上で、子育て支援課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員が一部退室いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

続いて、内容8、甲斐市産後ケア事業における多胎児加算について、担当より説明を求めます。

長田健康増進課長。

○健康増進課長（長田清美君） では、甲斐市産後ケア事業における多胎児加算について説明をさせていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。

まず、概要についてでございます。

産後ケア事業は、甲斐市産後ケア事業実施要綱に基づき、育児への不安等を有する原則と

して産後4か月までの母親とその乳児を、山梨県産前産後ケアセンターに宿泊させて、母体や乳児のケア、育児相談、アドバイス等を提供する事業で、平成28年2月から実施しております。原則的には、3泊4日以内の利用になります。

令和2年1月末に、山梨県産後ケア事業推進委員会において、双子や三つ子などの多胎児は単胎児と比べて、産後ケアセンターの職員に授乳や沐浴等のケアに2倍以上の負担が生じていることから、令和2年4月から新たに多胎児加算を設定し、併せて多胎児の母親の経済的負担を軽減するために、加算料金に対する自己負担額は徴収せずに、全額を公費負担することを決定いたしました。これを受けまして、本市におきましても、令和2年度からの適用に向け体制の整備を図り、4月より適用しております。

なお、この案件につきましては、令和2年4月からの適用について決定されたのが、1月の末であったため、さきに3月の予算審査特別委員会においてご了承をいただいたものでございます。

次に、利用料及び多胎児加算についてでございます。

まず、利用料等についてですが、表に示してあるとおり変わりはございません。

続きまして、多胎児加算についてでございます。

表に示してあるとおり、令和元年度までは、多胎児が利用する場合、管理料として1泊につき1人を超えるごとに1,500円を、利用者が全額自己負担をしておりました。令和2年度からは、新たに多胎児加算として、1泊につき1人を超えるごとに5,000円を設定し、市と県がそれぞれ2分の1の2,500円ずつを助成することになり、自己負担は徴収しておりません。ちなみに、この事業は国庫補助の対象となります。

続きまして、産前産後ケアセンター利用実績でございます。

経年の利用実績は表に示してあるとおりで、年々増加傾向にあります。なお、平成28年度と令和元年度の多胎児は、いずれも双子でありました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市産後ケア事業における多胎児加算についてを終了します。

続いて、健康増進課関係のその他を行います。

委員より、健康増進課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

横山委員。

○委員（横山洋介君） すみません、年間でやられる健康診断の件なんですけれども、今、予約が始まって、結構できないというところだったりとか、今はできるけれどもコロナの影響で大変混雑しているところもあると思うんですけれども、そういった状況を、今どのくらい把握しているか分からないんですけれども、何か報告というか、していただけますか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 住民の健康診断につきましては、保健センター等で行う集団健診と、医療機関で行う人間ドックという形がありますが、やはりコロナの感染防止の関係から、しばらくの間は、人間ドックも医療機関のほうで中止をしておりました。

また、集団健診につきましては、やはり本来であれば5月の初めから実施予定でございましたが、やはり感染防止の観点から中止、延期というふうな対応をとらせていただいております。

人間ドックにつきましては、もう病院によっては再開をしているところもあるし、まだ今月いっぱい中止というところもございます。そして、保健センター等で行う集団健診につきましては、一応6月24日から再開といたしますか、実施をする予定で、今準備をしております。やはり密にならないという基本的な予防策は十分に整えた上で、実施を準備しているところです。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上でその他を終了します。

引き続き、次第の5、その他に入ります。

委員より常任委員会関係での他何かありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） 事務局よりその他何かありましたらお願いします。

[「特にありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（保坂芳子君） なければその他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時19分